

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人

土佐清水市社会福祉協議会

<目標>

みんな家族 地域の絆で支えあう とさしみず

<基本方針>

人口減少や少子高齢化が進む中、「みんな家族 地域の絆で支えあう とさしみず」をめざした第3期地域福祉計画の取り組みがスタートします。地域では認知症高齢者の増加や老老介護の問題など高齢者を取り巻く問題や、若者も含めた社会的孤立、経済的困難、人材不足により伝統行事の継続が困難になるなど、様々な課題を抱えています。このような中、今後5年間の地域福祉の道しるべとして策定された「第3期地域福祉計画」を住民や関係機関等と取り組み、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「みんな家族 地域の絆で支えあう とさしみず」を進めていきます。

また、社会福祉法人制度改革が今年度より施行されることに伴い、社会福祉法人としての役割や責務をより一層果たしていけるよう役職員の資質向上に向け取り組んでいきます。

そして、地域住民、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会や行政など、地域や関係者と幅広い協働・連携のもとに知恵を出し合い、当社協の強みである住民とのつながりや、関係団体や関係者との連携を活かして、個別性、地域性に即した取り組みや仕組みづくりを進めていきます。

そして、住民の身近な相談機関として、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、生活・相談支援センター（生活困窮者）が役割を果たせるよう周知・啓発に取り組んでいきます。

また、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業等の中で、適切なサービスが利用できるよう支援し、質の高い自立支援活動を展開していきます。

<重点項目>

1. 第3期地域福祉計画の推進
2. 地域支援事業の実施
3. 地域包括支援センターの充実
4. 相談支援・権利擁護の推進
5. 障害者福祉の推進
6. 法人運営と経営機能の強化

<実施計画>

1. 第3期地域福祉計画の推進
2. 地域支援事業の実施
3. 助成事業の実施
4. 地域包括支援センターの運営並びに地域支援事業の実施
5. 生活・相談支援センターの充実

6. 生活福祉資金貸付制度の推進
7. 福祉サービス利用援助事業の実施
8. 広報・啓発活動の推進
9. 障害者福祉の推進
10. 共同募金運動への取り組みと推進
11. 日本赤十字事業の充実強化の協力
12. 社会福祉大会の開催
13. 社会福祉活動推進校育成事業
14. 法人運営と経営機能の強化
15. 団体事務
16. その他

<事業内容>

1. 第3期地域福祉計画の推進

「みんな家族 地域の絆で支えあう とさしみず」をめざし、地域それぞれの特徴を活かしながら、地域で安心して生活することが出来るよう取り組みます。計画を作るにあたり住民座談会を開いた10か所で報告会の座談会を開き、計画が住民主体で推進できるよう地域に足を運び支援します。

2. 地域支援事業の実施

(1) 一般介護予防事業

①いきいきサロン事業（実施地区49地区・内新規1地区）

ア. いきいきサロン展開セミナー（5地区）

イ. 交流会（1回）

②広報啓発事業（6回）

③いきいきサポーター活動推進事業

ア. いきいきサポーター活動

イ. いきいきサポーター講座、研修会（2回）

ウ. 福祉協力員推進事業（50地区）

④地域住民支え合い事業

ア. 座談会（5地区各4回）

⑤施設介護ボランティア事業

ア. 施設介護ボランティア養成研修（2日間×2回）

イ. 施設介護ボランティア活動コーディネート（16回）

(2) 高齢者包括的支援事業

①生活支援・介護予防サービス基盤整備事業

ア. 全体研修会（1回）

イ. 協議体（3回）

ウ. 検討会（3回）

(3) 高齢者任意事業

①家族介護教室事業

地域対象（6地区×3回） 学校対象（2回）

- ②認知症見守り支援推進事業
 - 研修会 (2日×2回)
 - フォローアップ研修会 (2回)
- (4) 介護予防・生活支援総合事業
 - ①要支援者 いきいきサポーター地域支え合い活動事業
 - ア. 個別援助活動への支援
 - イ. 地域住民ボランティア育成に向けた連絡会・研修会 (5回)
 - ②要支援者地域住民グループ支援活動推進事業
 - ア. 援助活動への支援
 - イ. 地域住民ボランティア育成に向けた連絡会・研修会 (5回)
 - ③短期集中訪問リハビリテーション事業
 - ア. 利用者の体力の維持・改善に向けた助言や指導を3～6ヵ月の短期集中的な支援
 - イ. サービス調整会議(7回)
- 3. 助成事業の実施
 - 災害ボランティアセンター体制強化事業
 - ①初期行動計画作成
 - ②災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂
 - ③災害ボランティア模擬訓練・連絡会
- 4. 地域包括支援センターの充実について
 - (1) 高齢者包括的支援事業
 - ①総合相談・支援事業 (770件)
 - ②巡回実態把握・相談事業 (770人)
 - ③高齢者権利擁護事業
 - ア. 虐待個別相談 (15人×5回)
 - イ. 高齢者権利擁護研修会 (3回)
 - ウ. 高齢者虐待ケース検討会 (15回)
 - エ. 市民後見養成研修会 (5回)
 - オ. 成年後見制度. 個別相談 (10人×5回)
 - ④地域ケア会議推進事業
 - ア. 地域ケア会議 (1回)
 - イ. 研修会 (3回)
 - ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ア. 介護支援専門員に対するサポート
 - イ. 介護支援専門員意見交換会 (2ヵ月1回)
 - ウ. スキルアップ研修会 (4回)
 - エ. 介護支援専門員と関係機関との連絡会 (3回)
 - ⑥認知症初期集中支援推進事業
 - ア. 訪問 対象者把握 (250件) 初回 (60件)
訪問支援 (430件)
 - イ. チーム員会議 (24回)

- ウ. 検討委員会 (4 件)
 - ⑦認知症地域支援推進員等設置事業
 - ア. ネットワーク会議 (3 回)
 - イ. 認知症相談会 (5 地区各 6 回)
 - ウ. 認知症患者の実態把握
 - (2) 高齢者任意事業
 - ①住宅改修支援事業
 - ②配食サービス (見守りネットワーク) アセスメント
 - ③認知症サポーター研修会 (5 回)
 - (3) 一般介護予防事業
 - ①地域リハビリテーション推進事業
 - ア. 住民運営の通いの場への参加 (いきいきサロン 48 地区×2 回)
 - イ. 連絡会 (6 回)
 - ウ. 訪問指導 (20 人×2 回)
 - (4) 介護予防ケアマネジメント事業
 - (5) 介護予防ケアプラン
5. 生活・相談支援センターの充実
- 生活困窮者の自立と尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくりをめざします。また、多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、その人に合った包括的な支援を提供できるよう努めます。
6. 生活福祉資金貸付制度の推進
- 収入が不安定な世帯や障がいのある方達がいる世帯、失業により生活の維持が困難になった世帯に対し必要な資金を低利率で貸付ける生活福祉資金の相談・貸付申込み等の業務を行います。
7. 福祉サービス利用援助事業の実施
- 認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方に、契約を通じて福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理等(法律行為以外)をお手伝いします。
8. 広報・啓発活動の推進
- (1) 広報発行 (毎月)
 - (2) 社協ホームページの有効活用
9. 障害者福祉の推進
- (1) 相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児支援事業所
 - 障害者の総合窓口として相談を受け付け、利用者の立場に立った適切な居宅介護サービスの提供を確保します。また、事業の適正な運営と適切な計画相談支援の提供を図ります。

(2)集まる場づくり

障がい者の集まる場づくり・生きがいくりに取り組みます。
(ハッピー会・折り紙教室等)

10. 共同募金運動への取り組みと推進

(1) 個別募金の増強

(2) 募金配分金活用事業の広報の充実

11. 日本赤十字事業の充実強化の協力

(1) 日本赤十字社員制度の普及と増強

12. 社会福祉大会の開催

実行委員会を立ち上げ第 50 回社会福祉大会開催

13. 社会福祉活動推進校育成事業

社会福祉活動推進校連絡会 (2 回)

14. 法人運営と経営組織の強化

改正社会福祉法が今年度より施行されます。社会福祉協議会は高い公益性が求められる社会福祉法人として、地域福祉を推進する「協議体」としての特性を発揮し、関係機関との連携や協働により地域福祉を推進することが期待されています。

(1) 経営組織のガバナンスの強化

①新定款を遵守し、健全で公明な法人運営に努めていきます。

②監事による監査を年 2 回実施し事業の適正な運営、経営に努めます。

(2) 事業運営の透明性の向上

(3) 財務規律の強化

(4) 人材育成

地域福祉の推進を担う職員の資質向上をめざし、年間研修計画に基づき、積極的に職員の育成を行います。

(5) 財政基盤の強化、経営の適正事務管理

厳しい財政状況の中、自主財源確保と経費削減を進め、安定的な財政基盤の確立をめざします。

(6) 社協会員の加入促進

①自主財源確保

②地域福祉活動への理解と協力

(7) 法人後見事業

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度(民法)です。成年後見人を法人で受け、被後見人の意思を尊重し、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。

(8) 社協独自貸付金の活用

生活に困窮し、窮迫する事情により出費を要する者などに対し、公的給付及び公的資金が支給されるまでの期間における暫定的援護措置として一時金を貸し付けます。

(9) 社会福祉センターの管理・運営

利用者の事故防止安全確保等に努めるとともに、福祉・保健活動の場や会議、研修会等の拠点として、市民の利用しやすいセンターとなるよう管理運営に努めます。

15. 団体事務

- (1) 土佐清水市共同募金委員会
- (2) 日赤土佐清水市地区
- (3) 土佐清水市民生委員・児童委員協議会
- (4) 土佐清水市老人クラブ連合会

16. その他

本会の目的達成の為の事業の推進